

# 東日本大震災における被災者生活再建支援金 加算支援金申請受付をさらに延長を求める要望書

2021年3月30日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル305  
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター  
代表世話人 菊地 修



## <要望主旨>

東日本大震災から、本年3月で10年を迎えました。

宮城県内の震災復興事業も、インフラ等のハード面の整備は完了しつつあります。しかしながら、被災者個々の抱える生活再建に向けた個別課題への支援、とりわけ住まい再建への支援が引き続き必要な状況となっています。

被災者生活再建支援金の加算支援金未申請世帯が、2020年12月31日時点で4235世帯（基礎支援金受給世帯の4%）となっています。2021年1月1日以降も3月10日まで、対象となっている6市3町から245世帯が申請しています。震災後10年の時点でも、未だ住宅再建をしていない、または検討中であるため未申請となっている世帯が約4000世帯も存在しています。

さらに問題なのは、災害公営住宅の入居者は本制度の対象外となっていますが、収入超過等によって災害公営住宅を退去する世帯が新たに住宅を購入した場合は、加算支援金受給資格者となります。すなわち、今後とも引き続き申請世帯となる被災者が生じることは確実です。

一方、宮城県は、加算支援金の申請受付を4月10日で終了しようとしています。

宮城県が、最後のひとりまで被災者に寄り添うためにも、被災者生活再建支援金の加算支援金申請受付について、以下要望します。

## <要望事項>

- 一、被災者生活再建支援金の加算支援金申請受付をさらに延長すること
- 一、収入超過者など災害公営住宅から退去し、新たに住宅を購入する被災者の加算支援金受給を確実に担保できるようにすること
- 一、対象の各自治体に対して、改めて未申請世帯に対してわかりやすく制度の周知を図るように指導すること
- 一、対象の各自治体に対して、未申請世帯への周知は郵送による情報提供のみではなく、電話や訪問等で直接状況や意向把握を行う様に要請するとともに、必要な人員等について予算措置をおこなうこと
- 一、延長した申請受付を終了する際には、対象自治体の意向を聴取すること

以上